

CCUS技能者の能力評価制度について

2025年11月8日

行政書士事務所オフィス・マサミ

佐藤 正己

目次

1. 能力評価制度の概要
2. 処遇改善の取組例
3. 能力評価基準の一覧
4. CCUS職種コードとの対応（抜粋）
5. 能力評価基準（抜粋）
6. 能力評価実施団体
7. 申請手続きの前準備
8. 申請手続きの概要
9. 就業日数について
10. 職長・班長について
11. 経歴証明書の活用について

1. 能力評価制度の概要

国土交通省ポータルサイトより

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html



【技能者の能力評価】 能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した42分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

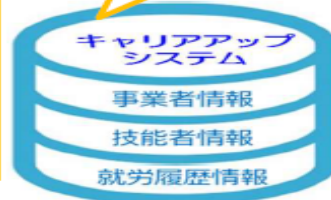
建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>

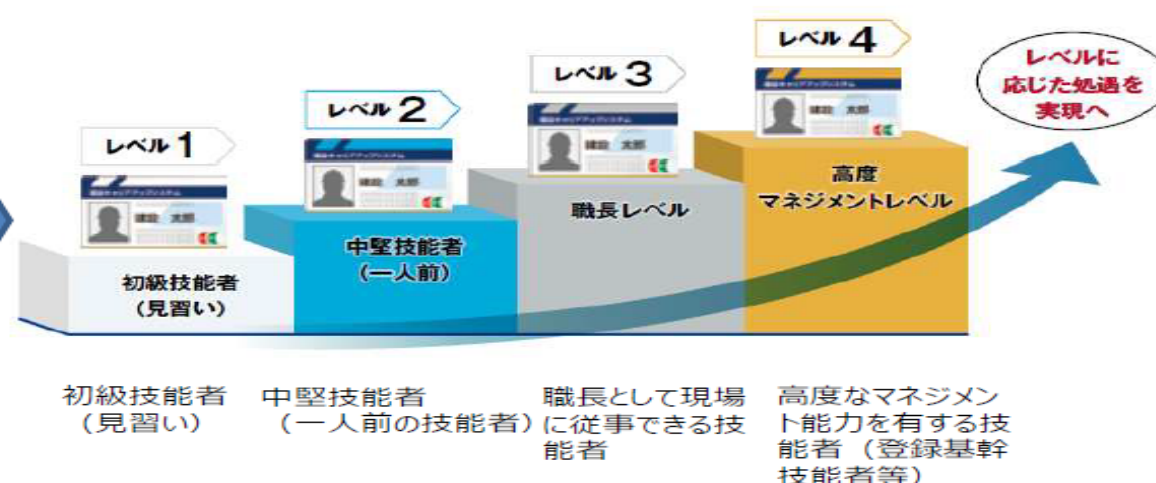


- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)

技能者情報のイメージ			
ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格	登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け		2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業		2005.11.09
社会保険加入状況	健康保険	協会健保	建退共
	年金	厚生年金	
	雇用		



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



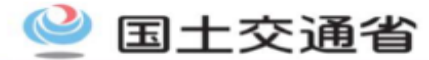
令和7年7月、「土質改良技能者」及び「潜函技能者」が追加され、現在、44分野で能力評価基準が策定されています。対象分野等は順次拡大を図る方針です。

2. 処遇改善の取組例

国土交通省ポータルサイトより

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

CCUSの能力評価等を活用した処遇改善の取組例



1. レベルに応じた手当支給

① 谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」を導入。

(月額)	
レベル	キャリアアップ手当
4(金)	20,000円
3(銀)	15,000円
2(青)	10,000円
1(白)	5,000円

② 大和ハウス工業（大阪）

協力会社の技能者を対象に、CCUSレベルと独自の能力評価制度を組み合わせた手当を支給する「技能者キャリアアップ制度」を導入。

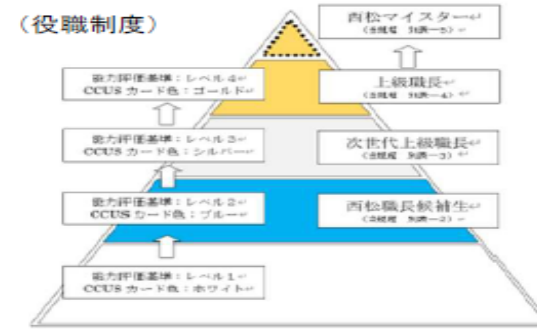
CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定 された場合(最大)
レベル4(ゴールド) [マネジメントレベル]	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3(シルバー) [職長レベル]	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2(ブルー) [中堅技能者]	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1(ホワイト) [見習い]	0円/日	0円/日	0円/日

【その他実施している企業】
新谷建設 村本建設 等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度を導入。認定された役職に応じ、CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当を支給。



(手当制度)

役職	単価
西松マイスター	日額 3,000 円
上級職長	日額 2,000 円
次世代上級職長	日額 1,000 円
西松職長候補生	日額 500 円

【その他実施している企業】

竹中工務店、浅沼組、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大成ロテック、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷工コーポレーション、フジタ、高木ビー・エス、馬淵建設 等

3. 昇給・昇格の要件として活用

(昇格基準)

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の昇格基準として、CCUSレベルを設定。

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐・業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
		担当係長	適切な判断、アクシデントへの対応、改善・提案能力 等
2	一般	主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
		担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
1	3年目		指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
	2年目		指導を受けながら職務を遂行 等
	1年目		特別教育などを取得 等

4. 建退共掛金負担

協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、建退共掛金を全額負担。

○鹿島建設 ○清水建設 ○竹中工務店 ○三井住友建設 等

3. 能力評価基準の一覧

国土交通省ポータルサイトより

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

○能力評価基準の一覧

令和7年7月、「土質改良技能者」及び「潜函技能者」が追加され、現在、44分野で能力評価基準が策定されています。

対象分野等は順次拡大を図る方針です。

下表の分野をクリックすると能力評価基準が表示されます。

各能力評価基準の詳細につきましては、能力評価実施団体にご確認ください。

電気工事	橋梁	造園	コンクリート圧送	防水施工
トンネル	建設塗装	左官	機械土工	海上起重
PC*	鉄筋	圧接	型枠	配管
とび	切断穿孔	内装仕上	サッシ・CW**	エクステリア
建築板金	外壁仕上	ダクト	保温保冷	グラウト
冷凍空調	運動施設	基礎ぐい工事	タイル張り	道路標識・路面標示
消防施設	建築大工	硝子工事	ALC	土工
ウレタン断熱	発破・破砕	建築測量	圧入	さく井
解体	計装工事	土質改良	潜函	

* PC=プレストレストコンクリート

** サッシ・CW=カーテンウォール

(参考)[CCUS職種コードと能力評価対象職種の対応表](#)

4. CCUS職種コードとの対応（抜粋）

国土交通省ポータルサイトより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

能力評価対象職種一覧

最終更新2024年5月13日

CCUSの技能者登録上の職種コード				能力評価基準の呼称及び能力評価実施団体	
大分類コード番号 及び大分類		小分類コード番号及び小分類 (※就業履歴の蓄積対象となる職種分類)		能力評価基準の呼称	能力評価実施団体
01	特殊作業員	01	特殊作業員	基礎工	全国基礎工事業団体連合会 日本基礎建設協会
				土工	日本機械土工協会
				発破・破砕	日本発破・破砕協会
				圧入	全国圧入協会
		03	コンクリート圧送工	コンクリート圧送	全国コンクリート圧送事業団体連合会
		04	コンクリートカッター工	切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
		06	さく井工	さく井	全国さく井協会
		08	ボーリング工	グラウト	日本グラウト協会
		10	グラウト工	グラウト	日本グラウト協会
		11	土工	土工	日本機械土工協会
				(PC)	プレストレスト・コンクリート工事業協会
		13	地盤改良工事工	グラウト	日本グラウト協会
		17	グラウト工（薬液注入）	グラウト	日本グラウト協会
		18	グラウト工（ジェットグラウト工）	グラウト	日本グラウト協会
		19	グラウト工（岩盤注入）	グラウト	日本グラウト協会

4. CCUS職種コードとの対応（抜粋）

国土交通省ポータルサイトより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

能力評価対象職種一覧

最終更新2024年5月13日

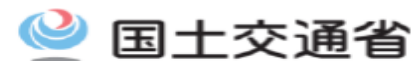
CCUSの技能者登録上の職種コード				能力評価基準の呼称及び能力評価実施団体	
大分類コード番号 及び大分類		小分類コード番号及び小分類 (※就業履歴の蓄積対象となる職種分類)		能力評価基準の呼称	能力評価実施団体
02	普通作業員	01	普通作業員	PC	プレストレスト・コンクリート工事業協会
				基礎工	全国基礎工事業団体連合会 日本基礎建設協会
				発破・破砕	日本発破・破砕協会
				圧入	全国圧入協会
		02	掘削工	基礎工	全国基礎工事業団体連合会 日本基礎建設協会
04	造園工	01	造園工	造園	日本造園建設業協会 日本造園組合連合会
		02	造園修景工		
		03	公園設備工		
		04	植栽工		
		05	芝張工		
		06	植木職		

5.能力評価基準（抜粋）

国土交通省ポータルサイトより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html



能力評価基準【土工】



CCUS職種コード		0 1 特殊作業員－0 1 特殊作業員、1 1 土工 0 2 普通作業員－0 3 深礎工	
能力評価実施団体		(一社) 日本機械土工協会	
呼 称		土工	
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)	
	保有資格	◇登録土工基幹技能者講習〔00035〕 ◇1 級建設機械施工管理技士〔30009〕 ◇1 級土木施工管理技士〔30005〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：土工）〔91003〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと	
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）	
レベル 3	就業日数	7 年 (1505日)	
	保有資格	◇以下の資格のうち1つ以上 ✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（ジュニアマスター）（職種：土工）〔92003〕 ✓2 級建設機械施工管理技士〔30010〕 ✓職業訓練指導員（職種：土木）〔30095〕 ✓発破技士〔34003〕 ✓甲種火薬類取扱保安責任者〔34001〕 ✓乙種火薬類取扱保安責任者〔34002〕 ✓地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習〔40005〕 ✓日本躯体コンクリート打込み・締固め工1級〔30115〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60001又は60011〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと	◇以下の資格のうち2つ以上 ✓地山の掘削作業主任者技能講習（旧）〔40006〕 ✓土止め支保工作業主任者技能講習（旧）〔40007〕 ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習〔40010〕 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ✓コンクリート破碎機器作業主任者技能講習〔40004〕 ✓はい作業主任者技能講習〔40017〕 ✓車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習〔40035〕 ✓不整地運搬車運転技能講習〔40038〕 ✓高所作業車運転技能講習〔40039〕 ✓フォークリフト運転技能講習〔40033〕 ✓小型移動式クレーン運転技能講習〔40031〕 ✓ガス溶接技能講習〔40032〕
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）	
レベル 2	就業日数	2 年 (430日)	
	保有資格	◇以下の資格のうち2つ以上 ✓小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転（機体重量3 t未満）特別教育〔50012〕 又は 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習〔40035〕 ✓基礎工事用機械の運転（非自走式）特別教育〔50013〕 ✓締固め用機械（ローラー）の運転特別教育〔50015〕 ✓基礎工事用機械の作業装置の操作（自走式）特別教育〔50014〕 ✓コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育〔50016〕 ✓不整地運搬車の運転（最大荷重1 t未満）特別教育〔50007〕 ✓低圧電気取扱業務特別教育〔50055〕 ✓研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育〔50001〕 ✓足場の組立て等作業従事者特別教育〔50052〕 ✓クレーンの運転（つり上げ荷重5 t未満およびつり上げ荷重5 t以上の跨線テルハ）特別教育〔50024〕 ✓ロープ高所作業特別教育〔50053〕 ✓玉掛け技能講習〔40040〕 ✓日本躯体コンクリート打込み・締固め工2級〔30116〕 ✓立木伐木（胸高直径7 0 c m以上、胸高直径2 0 c m以上重心偏・つりきり・かかり木）特別教育〔50010〕	
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

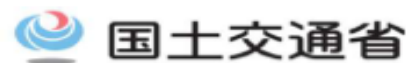
※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕はCCUS資格コードを示している。※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

5. 能力評価基準（抜粋）

国土交通省ポータルサイトより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html



能力評価基準【建築大工】



CCUS職種コード		3 4 大工－0 1 大工、0 2 宮大工、0 3 造作大工、0 4 組立大工、0 5 修繕大工、0 6 木工、0 7 大工（ツーバイフォー工法）、0 8 外壁大工、0 9 大工（丸太組立法）
能力評価実施団体		（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合 （一社）全国住宅産業地域活性化協議会、（一社）日本ツーバイフォー建築協会 （一社）日本木造住宅産業協会、（一社）日本ログハウス協会、（一社）プレハブ建築協会
呼 称		建築大工技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年（2150日）
	保有資格	◇登録建築大工基幹技能者〔00032〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91001〕 ◇安全優良職長厚生労働大臣顕彰〔93001〕 ◇卓越した技能者（現代の名工）〔94001,94002〕 ◇技能グランプリ（金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞）〔95101,95102,95103,95104〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル 3	就業日数	7 年（1505日）
	保有資格	以下の資格のうち2つ以上 ✓ 1 級又は2 級建築大工技能士〔10601,10602〕 ✓ 枠組壁建築技能士〔10701〕 ✓ 1 級又は2 級建築施工管理技士〔30007,30008〕 ✓ 1 級若しくは2 級建築士〔30002,30003〕又は 木造建築士〔30004〕 ✓ 職業訓練指導員（建築科・枠組壁建築科・プレハブ建築科）〔30091〕 ✓ 木材加工用機械作業主任者技能講習〔40001〕 ✓ 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習〔40012〕 ✓ 足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ✓ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習〔40019〕 ✓ 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰〔92001〕 ✓ プレハブ建築マイスター〔30092〕 ✓ 認定ログビルダー〔30093〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が0.5年（108日）
レベル 2	就業日数	3 年（645日）
	保有資格	●丸のこ等取扱作業安全衛生教育〔60010〕 ●足場の組立て等作業従事者特別教育〔50052〕又は 足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

6. 能力評価実施団体

国土交通省ポータルサイトより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

評価分野	団体番号	能力評価実施団体名	電話	案内・申込
電気工事	1	(一社)日本電設工業協会	03-5413-2161	link ★
橋梁	2	(一社)日本橋梁建設協会	03-3507-5225	link ★
造園	3	(一社)日本造園建設業協会	03-5684-0011	link ◆
	4	(一社)日本造園組合連合会	03-3293-7577	
コンクリート圧送	5	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731	link
防水	6	(一社)全国防水工事業協会	03-5298-3793	link ◆
トンネル	7	(一社)日本トンネル専門工事業協会	03-5251-4150	link
建設塗装	8	(一社)日本塗装工業会	03-3770-9901	link ★
左官	9	(一社)日本左官業組合連合会	03-3269-0560	link ★
機械土工	10	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727	link
海上起重	11	(一社)日本海上起重技術協会	03-5640-2941	link
PC	12	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545	link ◆
鉄筋	13	(公社)全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959	link
圧接	14	全国圧接業協同組合連合会	03-5821-3966	link ★
型枠	15	(一社)日本型枠工事業協会	03-6435-6208	link
配管	16	(一社)日本空調衛生工事業協会	03-3553-6431	link ◆
	17	(一社)日本配管工事業団体連合会	03-6803-2563	
	18	全国管工事業協同組合連合会	03-5981-8957	
とび	19	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	03-6709-0201	link link
	20	(一社)日本葺工業連合会	03-3434-8805	
切断穿孔	21	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990	

6. 能力評価実施団体

国土交通省ポータルサイトより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

評価分野	団体番号	能力評価実施団体名	電話	案内・申込
内装仕上工事	22	(一社)全国建設室内工事業協会	03-3666-4482	link
	23	日本建設インテリア事業協同組合連合会	03-3239-6551	link
	24	日本室内装飾事業協同組合連合会	03-3431-2775	link
サッシ・カーテンウォール	25	(一社)日本サッシ協会	03-6721-5934	link
	26	(一社)建築開口部協会	03-6459-0730	
エクステリア	27	(公社)日本エクステリア建設業協会	03-3865-5671	link
建築板金	28	(一社)日本建築板金協会	03-3453-7698	link ◆
外壁仕上	29	日本外壁仕上業協同組合連合会	03-6912-2919	link
ダクト	30	(一社)全国ダクト工業団体連合会	03-5567-0071	link ◆
	16	(一社)日本空調衛生工事業協会	03-3553-6431	
保温保冷	31	(一社)日本保温保冷工業協会	03-3865-0785	link
グラウト	32	(一社)日本グラウト協会	03-3816-2681	link ◆
冷凍空調	33	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	03-3435-9411	link ◆
運動施設	34	(一社)日本運動施設建設業協会	03-6683-8865	link
基礎ぐい工事	35	(一社)全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611	link
	36	(一社)日本基礎建設協会	03-6661-0128	link
タイル張り	37	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	03-3260-9023	link ★
道路標識・路面標示	38	(一社)全国道路標識標示業協会	03-3262-0836	link
消防施設	39	(一社)消防施設工事協会	03-3288-0352	link
建築大工	41	全国建設労働組合総連合	03-3200-6221	link ★
	40	(一社)JBN・全国工務店協会	03-5540-6678	
	42	(一社)全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287	
	45	(一社)日本ログハウス協会	03-3588-8808	
	46	(一社)プレハブ建築協会	03-5280-3124	
硝子	47	全国板硝子工事協同組合連合会	03-6413-6222	link ★
	48	全国板硝子商工協同組合連合会	03-5649-8577	
ALC	49	(一社)ALC協会	03-5256-0432	link ◆
土工	10	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727	link
ウレタン断熱	51	(一社)日本ウレタン断熱協会	03-3667-1075	link
砕石・破砕	52	(一社)日本砕石・破砕協会	03-5644-8750	link ◆
建築測量	53	(一社)全国建築測量協会	03-6416-0845	link
圧入	54	(一社)全国圧入協会	03-5781-9155	link
さく井	55	(一社)全国さく井協会	03-3551-7524	link
解体	56	(公社)全国解体工事業団体連合会	03-6262-0321	link ◆
計装工事	57	(一社)日本計装工業会	03-5846-9165	link ◆

7. 申請手続きの前準備

1. CCUS職種コードの確認

CCUS技能者に登録されている職種から能力評価対応職種を把握（「4. CCUS職種コードとの対応」参照）

2. レベル判定

CCUS技能者に登録されている資格、就業日数から能力評価レベルを判定（「5. 能力評価基準」参照）

※ レベル2以上でなければ申請できないので、登録されている資格でレベル2以上となる職種を追加

3. 能力評価申請手続き

申請する職種の能力評価実施団体（「6. 能力評価実施団体」参照）へ能力評価を申請する（「8. 申請手続きの概要」参照）

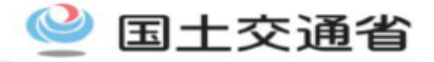
※ 実施団体によりオンライン申請、メール申請など申請方法が異なります

※ CCUS技能者の新規登録時に合わせて申請することも可能です（次頁参照）

参考ーワンストップ化

国土交通省ポータルサイトより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

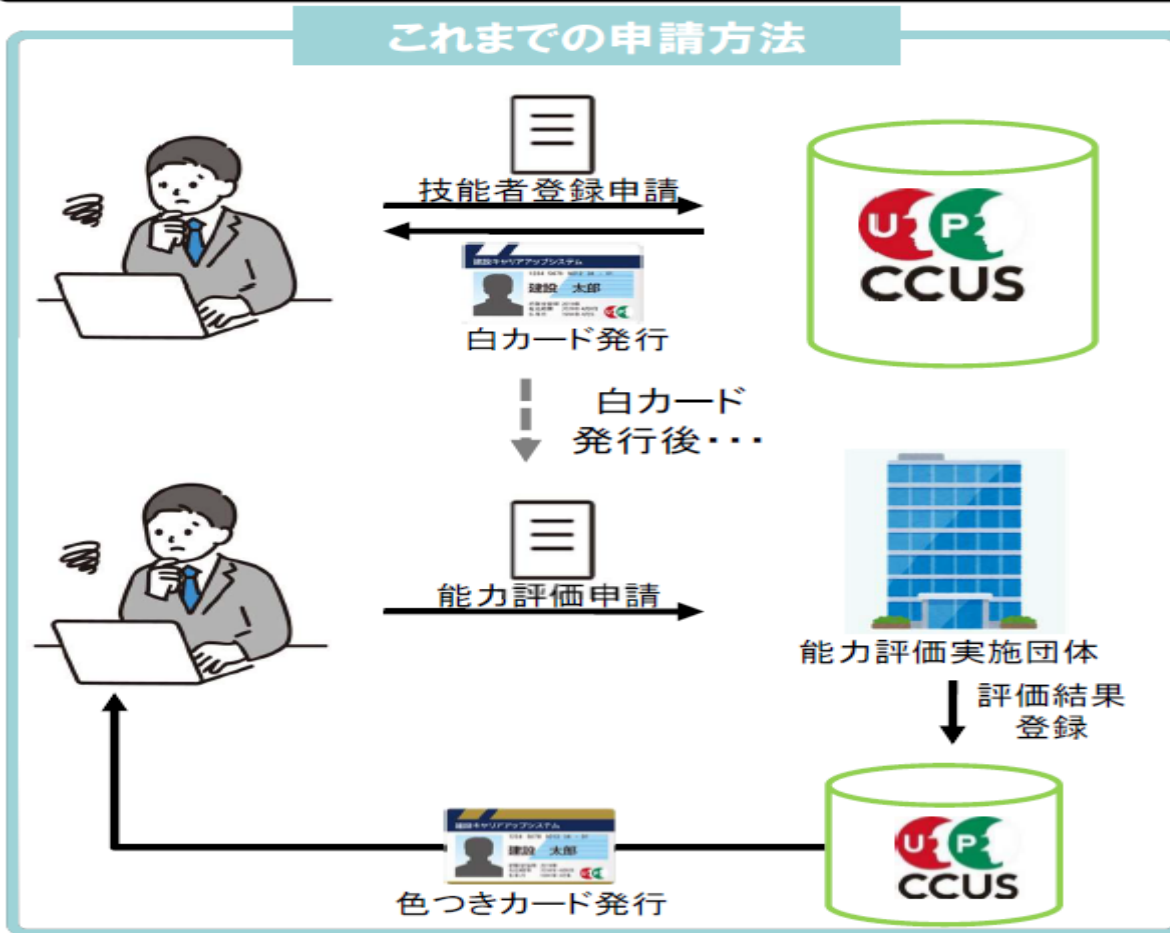
CCUS技能者登録と能力評価手続のワンストップ化



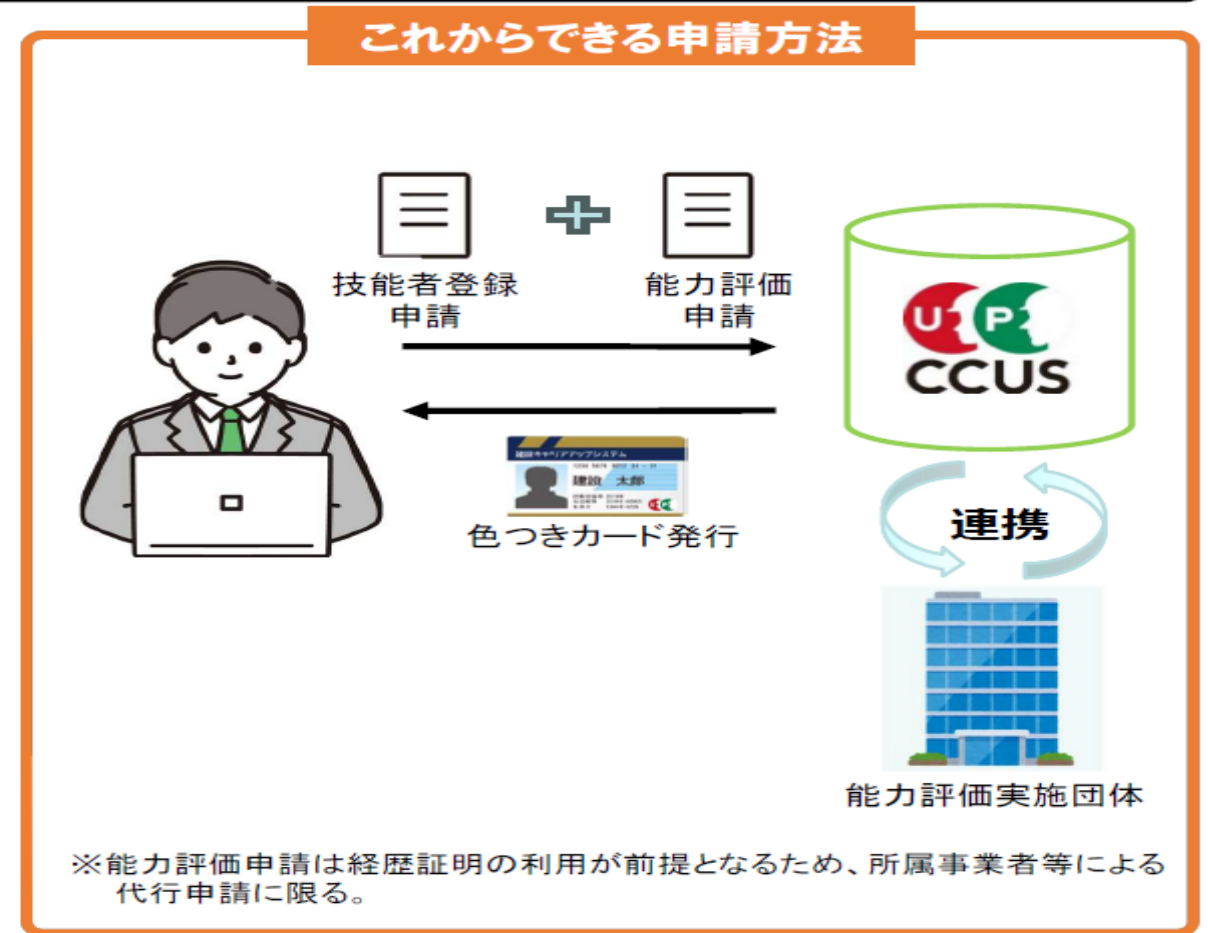
○CCUSへ新規に技能者登録を申請する際、同時に能力評価申請を行うことを可能とし、1回の申請で能力評価結果を反映したカードを発行

【2025年3月供用開始】

これまでの申請方法



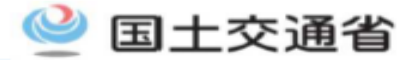
これからできる申請方法



8. 申請手続きの概要

国土交通省ポータルサイトより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

【技能者の能力評価】 申請手続きの概要



- 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体が行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方^(注)が行っていただくこととなります。
(注) 評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です
- 評価の対象職種及び能力評価の申請手続は、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続き概要

① 評価手数料の振込み

(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

② 能力評価の申請

(各能力評価実施団体に対して、直接申請)
(郵送、メール及びWEB)

必要な申請書類

- ① (建設技能者の) CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細 (※振込時の領収書を添付)
- ④ 経歴証明書^(注) 等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

(注) ④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

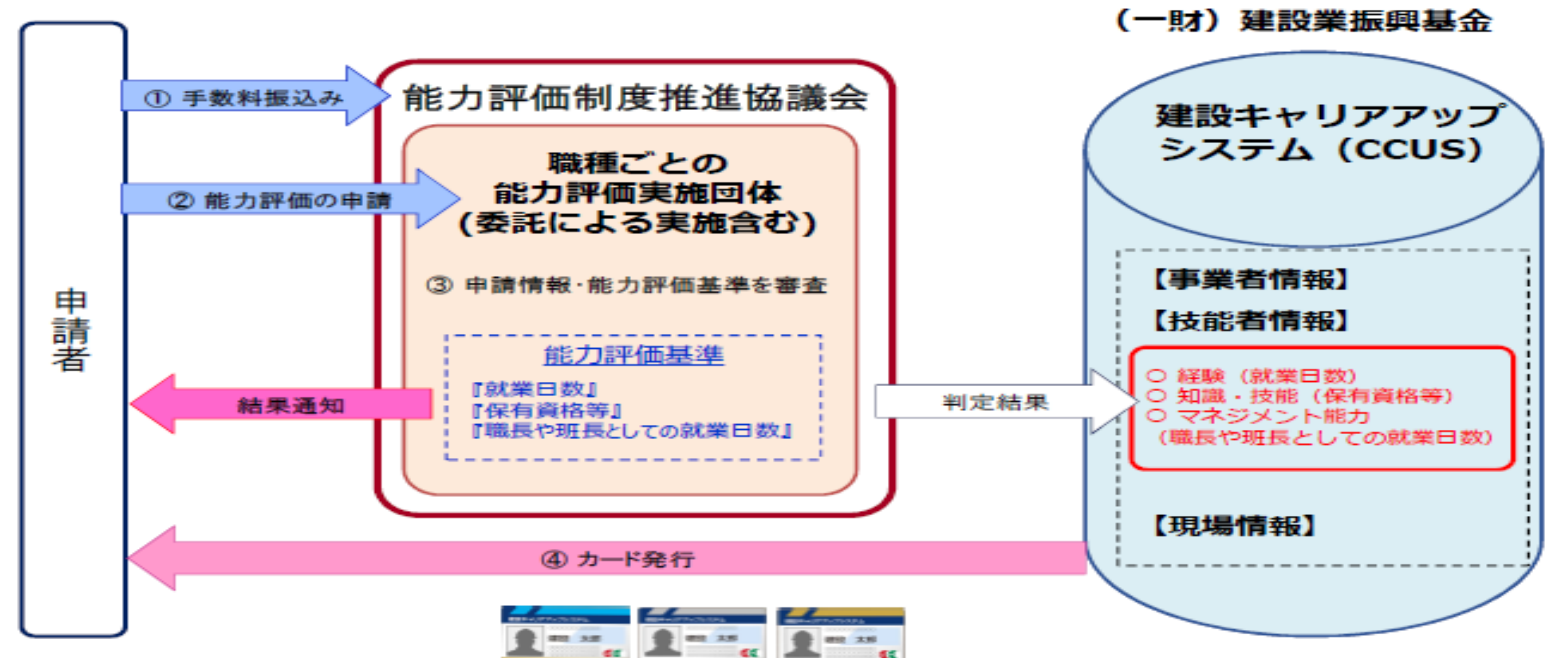
③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

④ (能力評価を反映した) カードの発行

※ 別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」が申請者に送付されます

※ 申請者あてに発行後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

能力評価の実施フロー



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関 3 職種 5 1 団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。

建設キャリアアップシステム



一般社団法人 日本機械土工協会
Japan Earth Moving Constructors Association

技能者能力評価（レベル判定）申し込み

技能者

技能者ID	-01 [半角数字]
技能者氏名	
職種（技能者の呼称）	-職種を選択-

入力参考



職種について

・機械土工技能者

建設機械を運転操作して機械土工工事※に従事する技能者
建設キャリアアップシステムの職種に下記が登録されていること
大分類(14)「運転手（特殊）」 小分類(01)「運転手（特殊）・建設機械運転工」

職 種	職種（大分類・小分類）
	運転手（特殊）・建設機械運転工

または
大分類(14)「運転手（特殊）」 小分類(06)「運転手（特殊）・掘削機械運転工」

参考－土工の場合

一般社団法人日本機械土工協会HPより
<https://www.jemca.jp/>

・土工技能者

土工工事※に従事し、複数の資格と相当程度の技能を有し、主体的に各種作業を行う技能者
建設キャリアアップシステムの職種に下記が登録されていること
大分類(01)「特殊作業員」 小分類(01)「特殊作業員」

職 種	職種（大分類・小分類）
	特殊作業員・特殊作業員

または
大分類(01)「特殊作業員」 小分類(11)「土工」

職 種	職種（大分類・小分類）
	特殊作業員・土工

または
大分類(02)「普通作業員」 小分類(03)「深礎工」

職 種	職種（大分類・小分類）
	普通作業員・深礎工

※土工工事
土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、
コンクリート打設工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、
ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、
はつり工事、アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、
路盤築造工事等

申請者

※能力評価（レベル判定）の申請は技能者本人ではできません。所属事業者等（元請事業者、上位下請事業者、能力評価実施団体を含む）が代行申請することになります。

申請者氏名	
申請者（会社名・所属部署）	
申請者（役職）	
連絡先電話番号	[半角英数字 - ハイフン必要]
メールアドレス	[半角英数字]
確認用メールアドレス	[半角英数字]

代行申請・経歴証明・カード発行等への同意

- ・代行申請を行うことについて、技能者本人の承諾を得ています。
- ・能力評価される技能者の職務経歴を証明します。
- ・本申請にて建設キャリアアップシステムにカード発行申請を行います。
- ・カード発行には手数料が必要です。

☐ 上記について同意します。

一般社団法人日本機械土工協会およびその業務を委託された企業・団体が技能者IDおよびパスワードを使用し、建設キャリアアップシステムの技能者の個人情報を閲覧し、技能者能力評価を行うことについて、

☐ 技能者本人が同意しています。 ☐ 代行申請者が同意しています。

参考一手数料の全額支援

建設キャリアアップシステムより
<https://www.ccus.jp/>



建設キャリアアップシステム登録技能者・登録事業者
の皆様へ

CCUS能力評価申請手数料を**時限的に全額支援**します！
～この機会に能力評価を申請しましょう～

○全額支援を行う期間

・2025年8月1日(金)から2026年3月31日(火)まで

※申請日基準となります

○対象者

・CCUS技能者登録(詳細型登録)が完了している方

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)者も含む

○対象となる能力評価

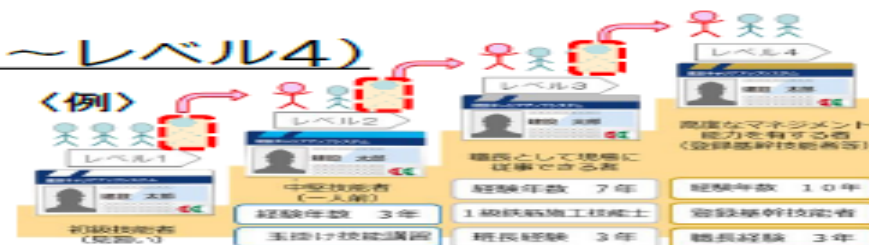
・全ての能力評価分野が対象 (レベル2～レベル4)

○全額支援の対象範囲

・能力評価申請に係る手数料4,000円

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)については3,000円

※CCUS登録技能者が簡略型登録から詳細型登録へ移行する際の手数料(2,400円)は対象外



○全額支援を活用した申請方法

・能力評価実施団体への申請自体は従来通り

・ただし、能力評価申請手数料の支払は不要

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)についても従来通り

※従来、申請時に必要な書類であった手数料支払に係る証明書については、添付不要

ワンストップ申請の場合においては、建設業振興基金が指定する画像を添付

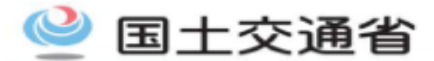
9. 就業日数について

建設キャリアアップシステムより
<https://www.ccus.jp/>

	能力評価を受けようとする建設技能者の就業期間	就業期間の計算方法等
A	建設キャリアアップシステムの利用開始前の就業期間 (経過措置として経歴証明を利用する場合)	①就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数による。 ②建設業を離職していた期間は、就業期間に含めない。 ③①及び②により計算した就業月数を就業年数に換算する場合は、12月をもって1年とみなす。 <計算例> 就業期間:平成26年4月1日～平成31年5月25日 → 平成26年4月～平成31年5月 → 5年2月 → 5年 + 2/12年 → 5.1666…年 → 5.16年(少数点第3位以下を切り捨て)
B	建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数を用いる場合	①就業日数を、就業年数に換算する場合は、215日をもって1年とみなす。 <計算例> 平成31年6月～平成33年3月の期間において建設キャリアアップシステム蓄積された就業日数400日 → 400/215年 → 1.8604…年 → 1.86年(少数点第3位以下を切り捨て)
職長又は班長としての就業日数についても、同様の考え方にに基づき計算を行う		

10. 職長・班長について

建設キャリアアップシステムより
<https://www.ccus.jp/>



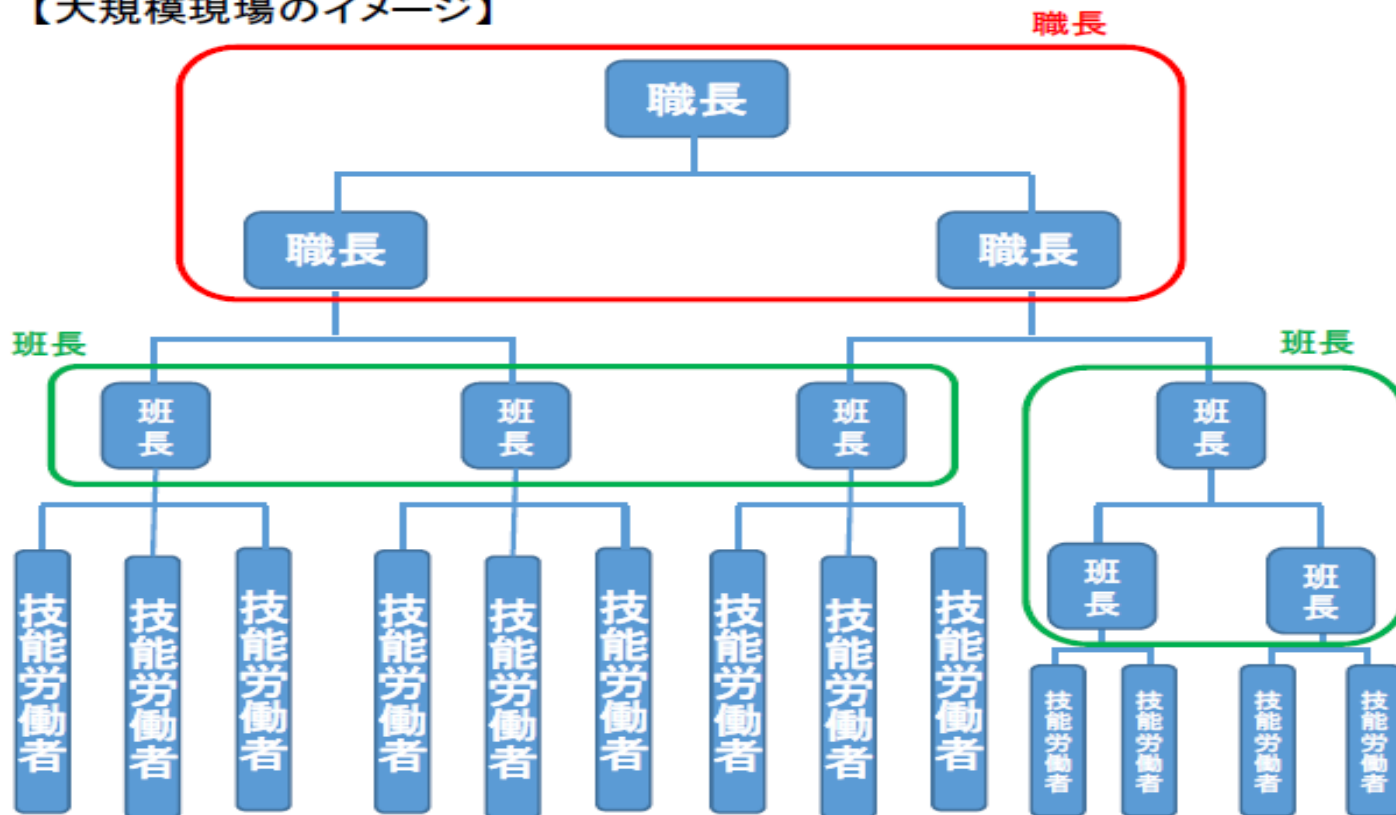
職長・班長の立場の考え方

＜システムに登録する技能者の立場＞

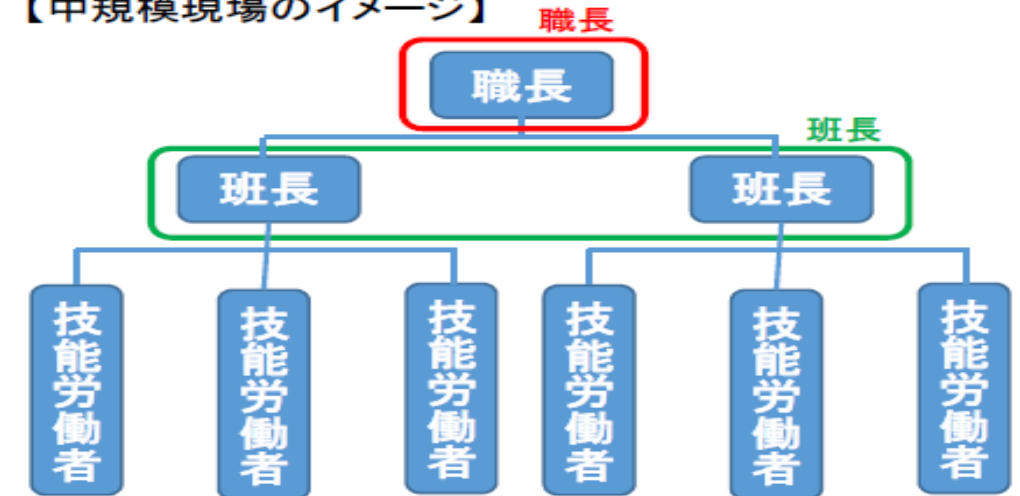
職長：職長又は職長の直近下位に配置され複数の班を束ねる者

班長：**職長**以外の者であって、複数の班や技能労働者を束ねる者

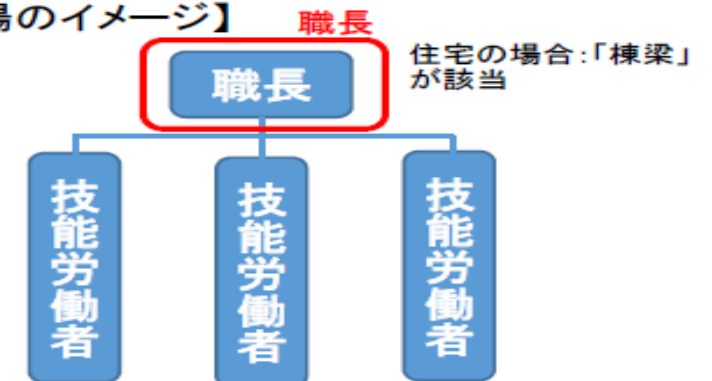
【大規模現場のイメージ】



【中規模現場のイメージ】



【小規模現場のイメージ】



※いずれも一事業者の施工体制

※職長や班長という名称は、システムに登録できる「立場」の呼称として便宜的に設定されたものである。したがって、住宅現場の場合には、棟梁として従事する者を職長として登録するといったように、建設現場における職種の特性に応じた柔軟な運用が想定される。

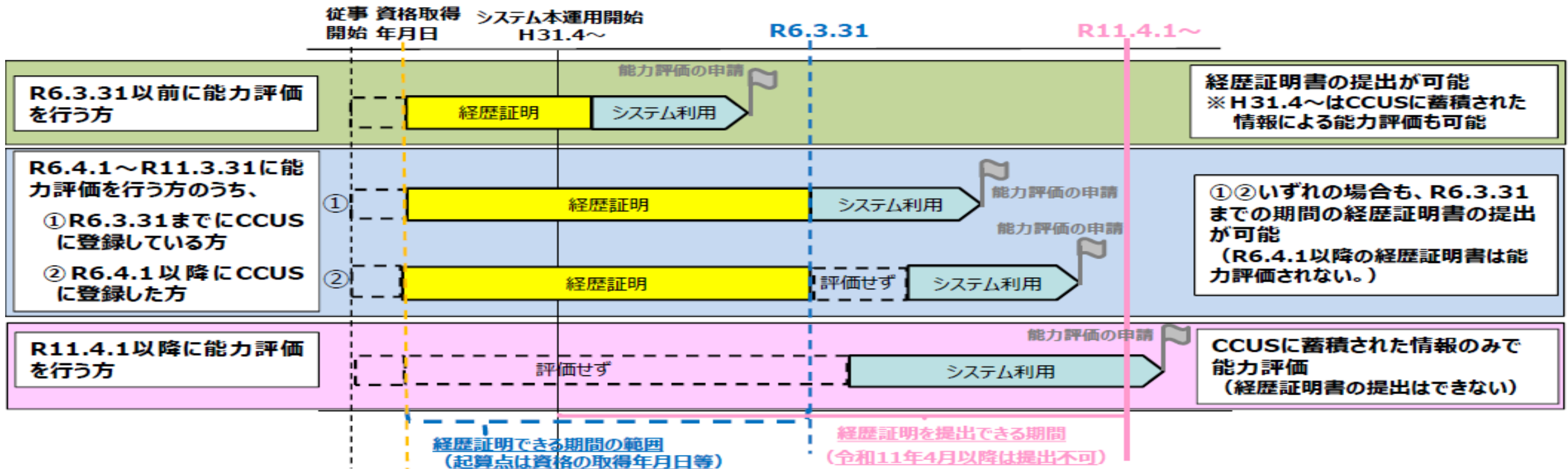
II. 経歴証明書の活用について

建設キャリアアップシステムより
<https://www.ccus.jp/>

CCUS能力評価申請における経歴証明の活用について

- 建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステム(CCUS)により客観的に把握できる就業年数、保有資格、マネジメント経験(職長・班長としての経験年数)を評価することを原則とする。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過的な措置として、**令和11年3月31日まで**に能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日まで**の就業年数、マネジメント経験については、所属事業者等により作成された『経歴証明書』の提出を認めている。
(令和11年4月1日以降に能力評価の申請を行う場合には、CCUSにより客観的に把握できる情報のみを評価することとする。)
- なお、一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日等(CCUSに登録された情報)とする。(マネジメント経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ))

【経歴証明の活用】



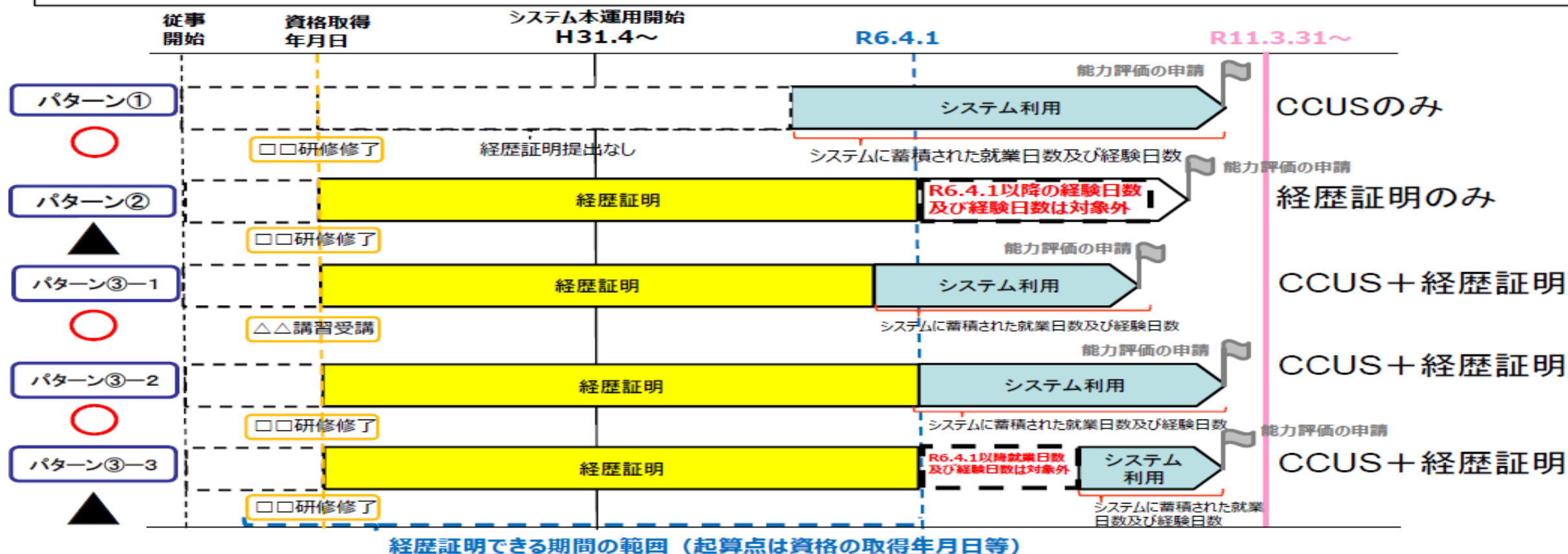
II. 経歴証明書の活用について

建設キャリアアップシステムより
<https://www.ccus.jp/>

①-2 経過措置延長期間(R6.4.1~R11.3.31)のケース 国土交通省

【運用変更案】

- パターン① : 経歴証明書を提出せずにCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を基に能力評価申請の申し込みが可能。
- パターン② : CCUS運用開始前からR6.3.31までに従事した期間について経歴証明に記載されている就業日数・経験日数を基に能力評価申請の申し込みが可能だが、経歴証明書に記載されているR6.4.1以降の就業日数・経験日数は対象外。
- パターン③-1 : 経歴証明書とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みが可能。
- パターン③-2 : 経歴証明書とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みが可能。
- パターン③-3 : 経歴証明書に記載されているR6.3.31までに従事した期間についての就業日数・経験日数とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みが可能だが、経歴証明書におけるR6.4.1以降の就業日数・経験日数は対象外。



II. 経歴証明書の活用について

建設キャリアアップシステムより
<https://www.ccus.jp/>



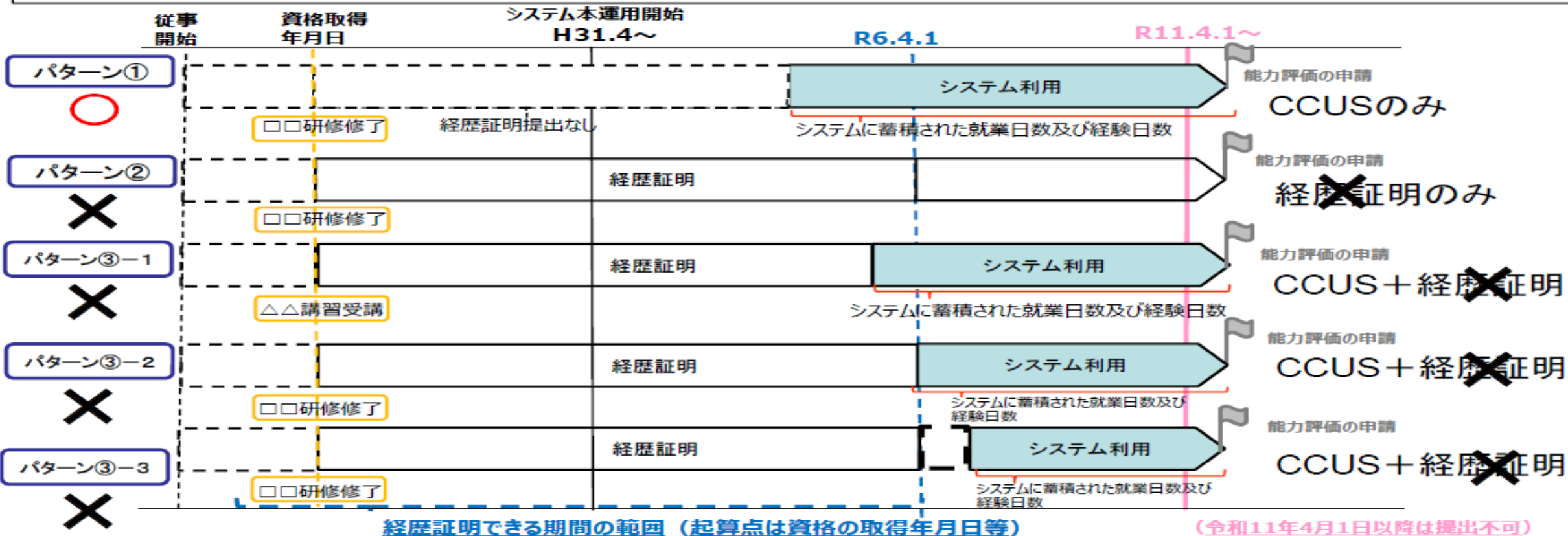
国土 別添4

①ー3 経過措置延長期間(R11.4.1～)のケース

【運用変更案】

いずれのパターンであっても令和11月4月1日以降は経歴証明の提出は不可

- パターン① : 経歴証明書を提出せずにCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を基に能力評価申請の申し込みが可能。
パターン② : 経歴証明書のみでの能力評価申請の申し込みは不可能。
パターン③ー1 : 経歴証明書とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みは不可能。
パターン③ー2 : 経歴証明書とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みは不可能。
パターン③ー3 : CCUSに蓄積された就業日数・経験日数を基に能力評価申請の申し込みが可能だが、R6.4.1以降の経歴証明書における就業日数・経験日数は対象外となるため、R11.3.31までに能力評価申請の申し込みを行っていただくことが望ましい。

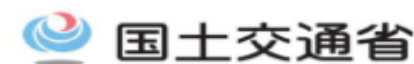


II. 経歴証明書の活用について

建設キャリアアップシステムより
<https://www.ccus.jp/>



経歴証明を活用する場合の証明者等について



経歴証明の起算点	証明者	代行申請者
キャリアアップシステムに登録されている建設業に関する保有資格の取得年月日等を活用【原則】	①所属事業者	所属事業者
	②上位下請事業者	上位下請事業者
	③元請事業者	元請事業者
	④能力評価実施団体 (①～③による経歴証明を受けることが困難な場合)	能力評価実施団体
上記によらない場合	能力評価実施団体	能力評価実施団体

※所属事業者、上位下請事業者、元請事業者については、キャリアアップシステムに事業者登録している者に限る。

※能力評価実施団体は、評価を受けようとする能力評価基準を策定した能力評価実施団体を指す。

終了